

～松くい虫被害侵入防止のために～

県内の松くい虫被害が増加しています！

松くい虫被害未発生地域では、松くい虫や松くい虫被害木を持ち込まない、持ち込ませない水際対策が重要です。また、被害が侵入した場合に備えて定期的な監視を継続し、被害の早期発見も重要です。

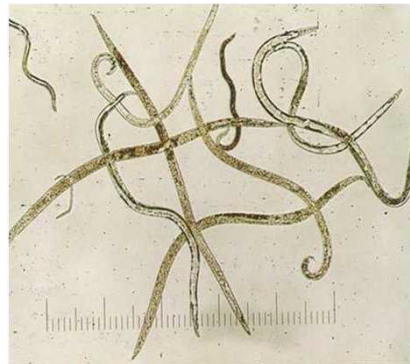
松くい虫を
“持ち込まない、持ち込ませない”



木材資材（マツ材に限る）や薪を使用、又は保管する港湾関係事業者、土木建築業者等の皆様の御理解・御協力をお願いします。

松くい虫とは・・・

松くい虫（正式には「マツ材線虫病」といいます。）は、マツノザイセンチュウという病原の線虫が、マツノマダラカミキリという運び屋のカミキリムシによって健康な松に運ばれ、線虫が松に感染することで松が枯れる病気です。



① マツノザイセンチュウ

- ・松を枯らす原因です。大きさは1mm程です。
- ・自分では、松から松に移動することができません。

② マツノマダラカミキリ

- ・マツノザイセンチュウを運ぶ「運び屋」の役割をするカミキリムシです。
- ・生きた松の枝をかじる時に、マツノザイセンチュウを松へ感染させます。

③ 松くい虫によって枯れた松

- ・マツノザイセンチュウに感染した松は枯れてしまいます。
- ・枯れた松を放置しておくと、翌年の感染源となるため駆除が必要です。

松くい虫による被害の見分け方

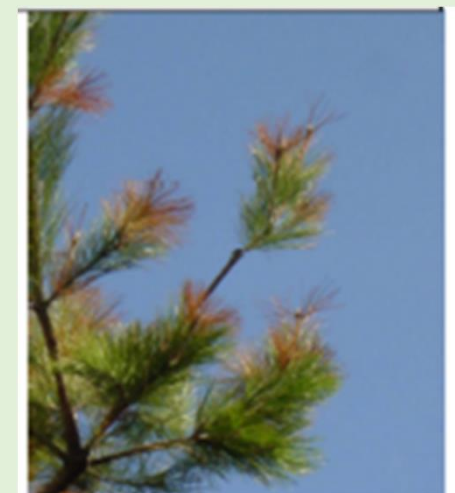
枯れ方の特徴 梅雨明け後の7～9月頃に葉の変色が始まり、2～3週間で急速に枯死する。



※上記のように枯れる傾向がありますが、必ずしも全ての被害木が同様の枯れ方をするわけではありませんのでご注意ください。

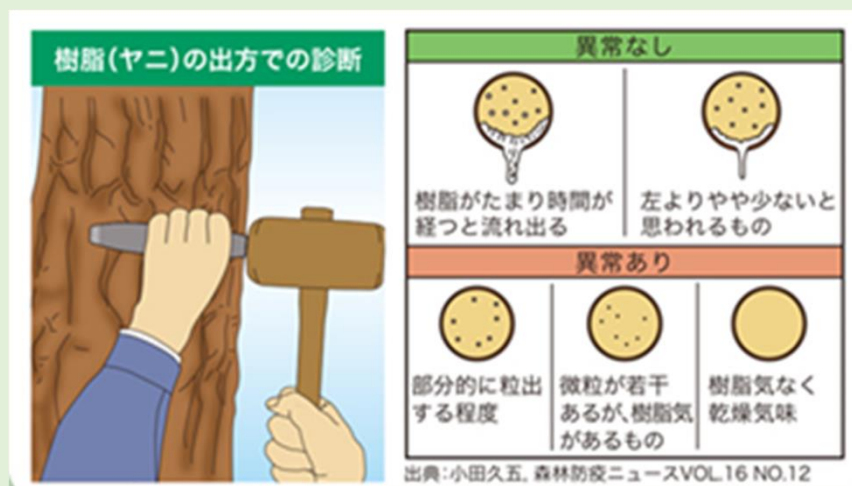


松くい虫による枯れ方の例

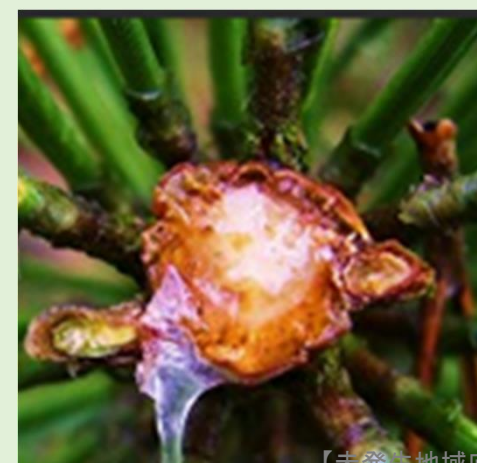


その他原因による枯れ方の例

松ヤニの出方の特徴 樹皮を傷つけても松ヤニが少なくなる、又は出なくなる。

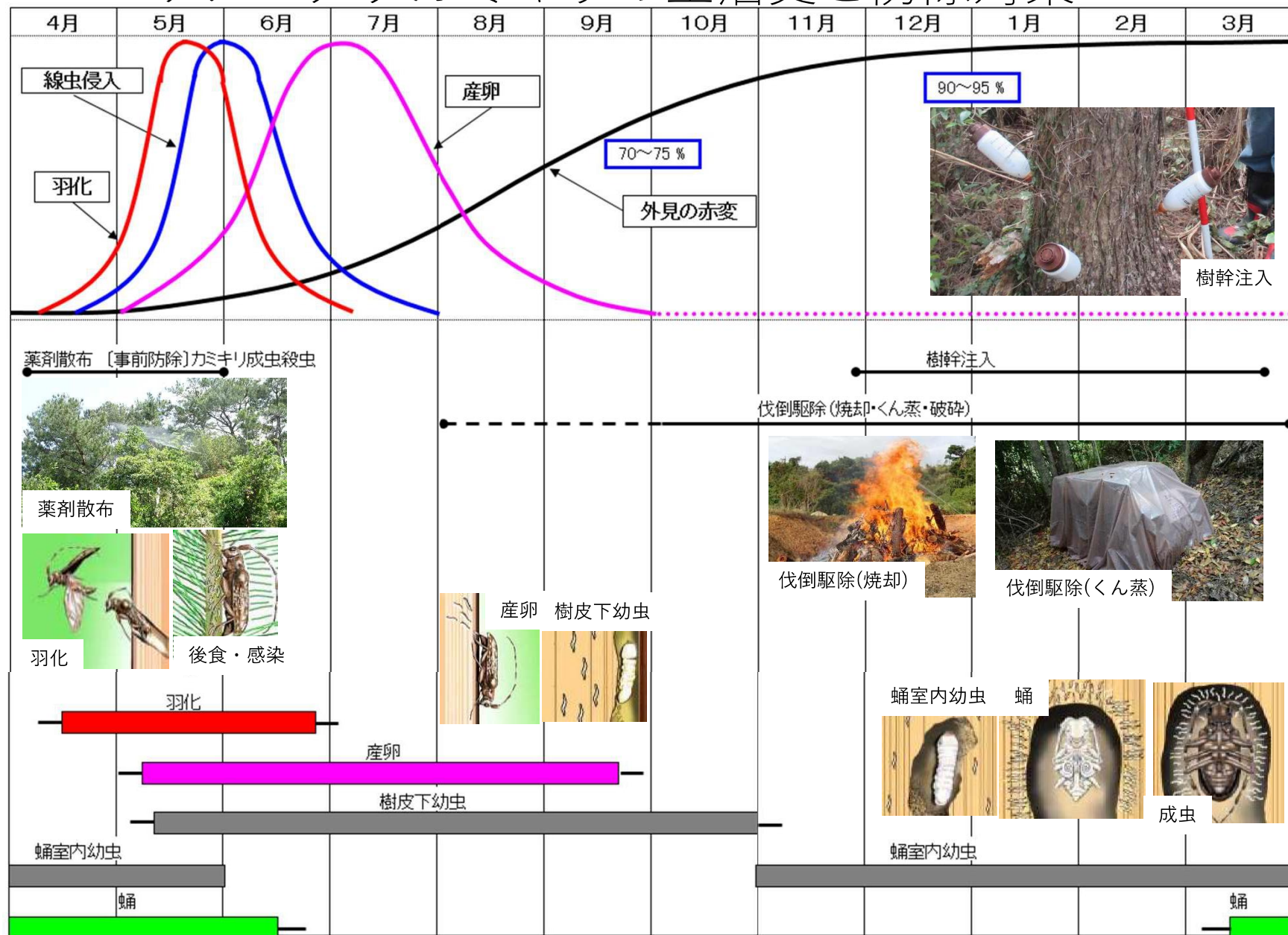


松ヤニが出なくなった例



【未発生地域向け】
枝の切り口から溢れる松ヤニ

マツノマダラカミキリの生活史と防除対策



【未発生地域向け】

リュウキュウマツを松くい虫から守ろう！

松くい虫被害を 防ぐために

持込注意



野外に放置しない



【未発生地域向け】

○沖縄県松くい虫の防除に関する条例

平成14年 3 月30日 条例第20号

沖縄県松くい虫の防除に関する条例をここに公布する。

沖縄県松くい虫の防除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、松くい虫により、リュウキュウマツに重大な被害が発生している状況にかんがみ、松くい虫の防除に関し必要な措置を定め、もって風致を維持し、及び木材資源の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 松くい虫 松の枯死の原因となる線虫類を運ぶマツノマダラカミキリをいう。
- (2) 松林所有者等 松を所有し、又は管理する者をいう。
- (3) 伐採木等 伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらを用いた加工品をいう。ただし、森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条の破砕の基準以下のもの及び外国から輸入される素材を除く。
- (4) 伐倒駆除 伐倒及び焼却（炭化を含む。）、伐倒及び破砕又は伐倒及び薬剤による防除をいう。
- (5) 事業者 松の伐採木等を輸入若しくは移入し、又は販売することを業として行う者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、松くい虫の防除に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携に努めるものとする。

(松林所有者等の責務等)

第4条 松林所有者等は、県が行う施策に協力するものとする。

2 松林所有者等は、松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松（枯死しているものに限る。以下「被害木」という。）が発生したときは、速やかに伐倒駆除を行うよう努めなければならない。

3 知事は、松林所有者等に対し、松くい虫の防除に関し、必要な指導及び助言を行うことができ

【未発生地域向け】

る。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、県が行う施策に協力するものとする。

- 2 事業者は、その輸入又は移入した伐採木等において、被害木を発見したときは、速やかにその旨を知事に通報するものとする。

(移動の届出)

第6条 規則で定める地域から県内へ松の伐採木等を移動しようとする者は、次に掲げる事項を、当該伐採木等が移動先に到着する日の7日（災害その他やむを得ない理由がある場合は、2日）前までに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

- (1) 移動しようとする者の住所及び氏名又は名称
- (2) 移動の目的
- (3) 産地及び移動先
- (4) 到着予定日
- (5) その他規則で定める事項

- 2 県内において、松の伐採木等を移動（規則で定める地域以外からの移動を除く。以下この項において同じ。）しようとする者は、前項各号に掲げる事項を、当該伐採木等が移動先に到着する日の7日（災害その他やむを得ない理由がある場合は、2日）前までに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

- 3 前2項の規定による届出をした者は、その届け出た内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

(利用の届出)

第7条 被害木（伐倒駆除が行われたものを除く。以下同じ。）を利用しようとする者は、次に掲げる事項を、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

- (1) 利用しようとする者の住所及び氏名又は名称
- (2) 利用の目的
- (3) 利用する場所
- (4) その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- 3 前2項の規定による届出をした者は、被害木の利用が完了したときは、規則で定めるところに

より、知事に届け出なければならない。

(立入検査)

第8条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、船車又は貯木場、倉庫その他松の伐採木等又は被害木を蔵置する場所に立ち入らせ、松の伐採木等又は被害木を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第9条 知事は、第6条各項若しくは第7条各項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、届出をし、又は適正な届出をすることを勧告することができる。

2 知事は、前条第1項の規定による立入検査の結果、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがあると認められる場合は、関係人に対し、伐倒駆除その他松くい虫の防除に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

(公表)

第10条 知事は、前条各項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表するものとする。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年6月1日から施行する。

改正

平成18年3月31日規則第51号

平成19年3月30日規則第56号

平成21年3月16日規則第5号

令和3年3月26日規則第22号

令和7年3月18日規則第4号

沖縄県松くい虫の防除に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県松くい虫の防除に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県松くい虫の防除に関する条例（平成14年沖縄県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(移動の届出)

第2条 条例第6条第1項の規則で定める地域は、別表第1のとおりとする。

2 条例第6条第1項又は第2項の規定による届出は、松の伐採木等移動届出書（第1号様式）によりしなければならない。

3 条例第6条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 数量及び形状
- (2) 荷受人の住所及び氏名又は名称
- (3) 積載する場所及び積載日
- (4) 荷揚げする場所及び荷揚げ日
- (5) その他参考となる事項

4 条例第6条第2項の規則で定める地域は、別表第2のとおりとする。

5 条例第6条第3項の規定による届出は、松の伐採木等移動変更届出書（第2号様式）によりしなければならない。

(利用の届出)

第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、被害木利用届出書（第3号様式）によりしなければならない。

2 条例第7条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用の開始日
- (2) 利用の完了予定日
- (3) 数量
- (4) その他参考となる事項

3 条例第7条第2項の規定による届出は、被害木利用変更届出書（第4号様式）によりしなければならない。

4 条例第7条第3項の規定による届出は、被害木利用完了届出書（第5号様式）によりしなければならない。

（受理書の交付）

第4条 知事は、条例第6条各項又は第7条各項の規定による届出を受理したときは、受理書（第6号様式）を当該届出をした者に交付するものとする。

（届出の経由）

第5条 条例第6条各項又は第7条各項の規定による届出は、当該届出に係る松の伐採木等又は被害木の所在地を管轄する農林水産振興センター又は林業事務所の長を経由してしなければならない。ただし、その所在地が別表第1に掲げる地域にあるものについては、知事にしなければならない。

（身分証明書の様式）

第6条 条例第8条第2項の職員の身分を示す証明書の様式は、第7号様式のとおりとする。

（勧告の方法）

第7条 条例第9条各項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

（公表の方法）

第8条 条例第10条第1項の規定による公表は、沖縄県公報による公告その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の住所及び氏名又は名称
- (2) 勧告の内容
- (3) その他知事が必要と認める事項

（意見を述べる機会の付与）

第9条 条例第10条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、知事が口頭ですること（以下「口頭による意見陳述」という。）を認めた場合を除き、条例第9条各項の規定による勧告を受けた者（以下「勧告を受けた者」という。）が、意見及び証拠を記載した書面（以下「意見書」

という。)を提出して行うものとする。

- 2 知事は、勧告を受けた者に対し意見を述べる機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭により意見を述べる機会を与える場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、その旨及び公表しようとする内容その他必要な事項を書面により通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時の変更を申し出ることができる。
- 4 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時を変更することができる。
- 5 知事は、当事者に口頭により意見を述べる機会を与えたときは、当事者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。
- 6 知事は、当事者が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第10条第1項の規定による公表をすることができる。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第51号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第56号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月16日規則第5号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和3年3月26日規則第22号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日規則第4号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

	地域
1	アメリカ合衆国、カナダ、スペイン王国、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ポルトガル共和国、メキシコ合衆国

2	北海道を除く都道府県の区域
---	---------------

別表第 2（第 2 条関係）

地域
沖縄島、伊江島、久米島、南大東島又は北大東島の地域をその区域とする市町村の区域